

本居宣長書簡二通——翻刻と考証——

大久保 正

要 旨 まだ公刊されていない本居宣長の書簡中から、七月三日付門人荒木田尚賢宛の一通と、日付・宛名を欠くが、門人小篠敏宛と推定される一通の計二通を選び、本文を翻刻すると共に、その年次を考証し、あわせてその宣長研究上に有する意義を考察した。

—

本居宣長の書簡を集めて翻刻したものは、はやく本居清造編『本居宣長稿本全集第二輯』（大正十二年八月刊）の第二篇書簡（宣長の書簡六十三通のほか、宣長宛の母の書簡三通、岡部真淵の書簡七通、谷川士清の書簡十三通を収める。また同全集第一・二輯の注記にも宣長の書簡多数が紹介されている）や、三村清三郎編『鈴屋文書』（明治四十四年年十一月刊。宣長の次男小西春村、及びその養父小西政盈、春村の男小西春重等に宛てた宣長の書簡九十五通を収める。但し、私家版のた

め容易に見難い)等があり、また宣長の書簡を選んで影印したものに、佐々木信綱編『金鈴遺響』(明治四十五年四月刊。竹柏園蔵の谷川土清宛書簡一通及び本居家旧蔵—現在本居宣長記念館蔵—の父定利、母於勝及び妻勝子の書簡各一通を収める)同編『金鈴餘響』(昭和十二年六月刊、竹柏園旧蔵の宣長書簡四通、及び本居大平筆の「思頼圖」一枚、村田春海書簡一通を収める)等があるが、昭和八年十月に刊行を見た奥山宇七編『本居宣長翁書簡集』は、宣長の郷国伊勢の学校に教鞭を執り、生地も松阪に近く、深く宣長に私淑していた編者が多年の努力を傾注して、当時知られる限りの書簡を集成し、解説を附して刊行したもので、書簡の数は五百九十通に及び、宣長の傳記研究に多大の貢献をなした。今日から見て多少の瑕瑾はあるが、これまで唯一の宣長書簡の集成であった。そして、その後にも少なからぬ宣長の書簡の発見があり、諸氏によって紹介もなされ、やや纏ったものだけを挙げて、京都八阪神社婦人会編『本居宣長翁百五十年祭記要』(昭和二十七年刊、宣長の書簡十一通を収める)出丸恒雄編『松阪の文學資料選集』四(昭和四十一年私家版。宣長の書簡十六通を収める)佐野正巳著『古代と国学資料』(昭和四十七年刊)所収「本居宣長新資料集解」(宣長の新出書簡九通を収める)及び同氏著『近世国学新資料集解』(昭和四十七年刊。宣長の新出書簡十通を収める)等の翻刻があり、影印本に『本居宣長翁書簡集』(昭和四十五年四月刊、松阪市新町服部周平氏所蔵の服部中庸宛宣長書簡四通を収める)がある。しかし未だ奥山書簡集以後に発見された書簡の集成はなされていない。目下刊行中の筑摩書房版全集の書簡篇は奥山書簡集以後はじめての集成を目指しており、百五十通余が新たに加えられる豫定であるが、本稿ではわずかに身邊の書簡二通について紹介し、若干の考證を加えておくこととしたい。

二

その一は、昭和四十七年六月二十日発行の『弘文荘名家眞蹟図録』にその写真版が掲載され、國文學研究資料館の

所藏となつた荒木田(蓬萊)尚賢宛の宣長書簡であつて、既に該写真により、北岡四良氏(注1)が詳しい考察を發表しておられるものであるが、北岡氏が述べられている通り、全文九十六行のうち、写本版は五十一行だけを掲載しており、四十五行を缺いているので、ここにその全文を翻刻すると共に、北岡氏の驥尾に附して、屋上屋の嫌いはあるが若干の解説を加えておくこととする。

本書簡は、縦一五・四糎、横一四八・二糎の巻紙に記され、現在卷子一軸に表装されているが、北岡氏も指摘された如く、右上隅の紙背に「丙申七月本居之書」と注記されているのが裏側から見えるが、これは本書簡を受取つて保存した尚賢が覺のために記した文字と推測される。丙申は安永五年であるが、北岡氏が述べられた通り、本書簡が安永五年七月三日に尚賢に宛てて宣長から出されたものであることは、その内容からも確定できる。その論証は北岡氏の挙げた論拠だけでも十分であるが、これに若干の補足を加えて要約すれば左の如く纏められよう。

(一)「二宮御神宝ノ圖御見せ被下得と拜見、千万忝奉存候」とあり、宣長がこれを写し取り、不審の個所を別紙に書付けて返送したことが見えるが、本居宣長記念館所蔵の『二所太神宮神宝圖』は宣長の手写で、その奥書に、「右二宮神宝圖者、請借荒木田氏所藏之巻物本書写之 安永五年丙申六月廿九日 本居宣長」とあり、安永五年六月二十九日に宣長がこれを写したことが確かめられる。

(二)安藝国の重加流神道家柄崎八百道(ハチヤチ)(士愛シイ)が宣長を訪問し晤語した旨記されているが、宣長自筆の「來訪諸子姓名住国并聞名諸子」(本居宣長記念館所蔵)には、安永六年以前の條の終に近く、「安藝国竹原 柄崎常陸介士愛コトチカ 右賀茂郡竹原五十宮八幡社司也、士愛字玉成、一字八百道」と記されており、その宣長訪問は安永五年であつたと推定されること。

(三)春中に参宮の予定であつたところ、麻疹流行のためその暇無く沙汰止みとなつた旨が記されているが、「安永五年丙

申日記「四月の条に、「○麻疹流行、此地自二月下旬始^一、至三月下旬四月上旬之間尤盛、至四月下旬大氏止^テ」と記されて、それは安永五年であつたことが知られること。

(四)『古事記伝』六の巻が尚賢から宣長に返却され、八の巻を尚賢に貸与したことが記されているが、神宮文庫所蔵の荒木田尚賢手写本『古事記伝』の奥書によつて、尚賢は宣長から借りた記伝六の巻を安永五年六月六日、同八の巻を同年九月二十日に写し了えており、それは共に安永五年であつたことが確められること。

(五)「字音かなつかひ」を尚賢に見せたことが記されている。「字音かなつかひ」は安永五年正月刊行の『字音假字用格』を指す。宣長が尚賢に見せたのが刊本であつたか否かは明らかでないが、『字音假字用格』にはやく宝暦十一年の稿があるけれども、尚賢に見せたのは、たとい刊本ではなかつたとしても、完成したものであつたと見るべく、『鈴屋翁略年譜』安永四年の條に「正月十日字音假字用格成」とあつて、安永四年以後の稿本であつたと考えられること。

(六)文末に(小篠氏へ)年憚宜御傳達被下度奉頼候」とあるが、岩見國浜田松平侯の儒官小篠敏が尚賢の許に寄留していたのは、北岡氏の紹介された安永五年七月廿五日附栗田土満宛の尚賢書簡に「去年十二月よりこなた松平周防守殿御内小篠道中と申人父子共に淹留有之、^レ間暇には必書之事而已^レ二暮申候得とも事務も不少、迷惑の事共不少候」とあり、同じく北岡氏によれば尚賢の手記『安永五年丙申所録』には、

除夜七絶

小篠世美

字叔濟号元
齋石見人

客舎凄然歳暮天

梅香暗度对愁眠

驚看春色来窗外

屈指倦遊又一年

第三或作驚看
窓外春光至

と、敏の子息世美の詩が記されているのを勘案すれば、小篠敏は安永四年十二月以降一年有余宇治に滞在したと考えられ、右書簡は、この点からも安永五年七月三日のものと推定できること。

(七)文中に、『吉部秘訓抄』につき尚賢に照會している。これは天明五年と推定される八月廿八日付尚賢宛宣長書簡(『書簡集』一一二)に「一、吉部秘訓抄、何方ニ而も御聞出し被成候はば何卒御借り被下度奉頼候」とあるのに照応するものであるが、安永六年三月下旬と推定される鈴鹿市樋口博氏所藏の宣長書簡(『本居宣長書簡集』未収。年月日・宛名・署名を缺くが、荒木田尚賢宛と推定される)に、「旧冬御借し被下候珍書二本、永々留置寛々写取申候而別忝、此度返上仕候。且又吉部秘訓も此度返上仕候。是又永々忝奉存候。何卒此次ノ卷々又々御借り被下度奉希候」とあつて、安永五年冬には、『吉部秘訓抄』の一部を借覽し得たことが知られ、右の書簡は安永五年のものと推定できること。
以上七点はいずれも本書簡が安永五年七月三日の書簡であることを証し、これによつてその年代は確定された。『本居宣長翁書簡集』によつて従来知られていた荒木田尚賢宛の書簡は、

○安永三年霜月三日付、○安永五年八月廿八日付(『書簡集』には年時不明としているが、右の安永五年七月三日と確定された本書簡と對照して北岡氏が安永五年と推定されたのに従うべきである)○安永七年九月十九日付○天明元年三月十九日付○天明元年十二月廿一日付○天明四年九月二日付○天明六年十二月十九日付。
の七通であつたが、ここに安永五年の一通を加え得たわけであり、且つ右に述べた樋口氏所藏の年月日・宛名を缺く一通も、

(一)書中に「退出後八神主公御被成候由」とあつて、宣長が荒木田尚賢と並んでしばしば典籍文書を借覽した八神主中川三位荒木田経雅宛でないことは明白な^レこと。

(二)宣長は尚賢にしばしば『吉部秘訓抄』を何処からか借りてくれるよう頼んでいること。

(三)書中に、『参讚式社考』『多氣窓螢』の二書を宛先の人物から借用した旨が記されているが、本居宣長記念館所藏の「安永六年丁酉六月朔日書写校合 本居宣長(花押)」の宣長の校合識語のある『多氣窓螢』には、「右多氣窓螢二冊

(注2)

者、我岳翁谷川子嘗得之於本国白子邨某生者、使早田定玄騰寫焉。(中略)宝曆十四年甲申夏四月中辭 洞尚賢識」の尚賢の識語が寫されており、宣長の借用したのが尚賢本であったことは明らかであり、また同館所蔵の宣長手寫の『參河国讚岐國式社』は、「安永六年丁酉五月十八日以石見国浜田士小篠道冲所蔵本書寫之 本居宣長(花押)」の奥書があり、小篠敏の所蔵本を寫したものであるが、これも、安永五年三月当時、尚賢の許に在った敏の所持本を尚賢を介して借用したものと推定されること。

以上の三点によつて、尚賢に宛てたものと推定できるので、上記に加えて、更に安永六年三月下旬の尚賢宛書簡一通が加えられることになる。(この樋口氏所蔵書簡は、北岡氏が全文を紹介されているので、それに譲つてここには翻刻しない。)

なお、以上の外に、最近、神戸市加藤綾次郎氏所蔵の、天明四年と推定される九月二日附の尚賢宛宣長書簡が、足立卷一・加藤隆久両氏により紹介され、北岡氏の前記論文にもその大部分が掲げられている。これを加えれば、現在知られる尚賢宛の宣長の書簡は全部で十通となる。

ほかに、北岡氏が前掲論文に紹介されている未發表の書簡メモも、私見では間違なく尚賢宛の宣長書簡と思われるが、原本の所在不明であり、北岡氏自身若干の疑念を挟まれているものであるので、一應本稿の考察から除外することとした。

尚賢の傳記については、北岡氏の「蓬萊尚賢の伝」(『皇學館大学紀要』第八輯、昭和四十五年三月刊)、及び宣長と尚賢―蓬萊尚賢の伝―(『皇學館大学紀要』第十二輯、昭和四十九年三月刊)に詳しいので省略するが、尚賢は元文四年九月十八日、伊勢国度会部宇治に、世々蓬萊大夫という御師職と宇治会合の年寄役を兼ね、更に代々内宮権禰宜兼副大物忌父として荒木田姓を名乗る世襲神主の家に、尚喜の長子として生れた。宣長よりは九歳の年少である。宝曆九、

十年、二十一、二歳の頃に谷川士清の門に学び、同十一年、二十三歳の頃に士清の女八十子を娶っている。以上の事実からも明らかのように、尚賢は垂加神道の薫陶の中に成長し、特に岳父士清の感化を受け、竹内式部の宇治潜居をも助けたい。他方賀茂眞淵にも学問したが、眞淵が垂加學派として異端視し、敬遠したためもあって、入門には至らなかった。しかし、岳父士清の学風を漢意として批判した眞淵門下の宣長に、天明七年に至って入門しているのは、北岡氏が述べられた通り、尚賢の寛大にして温容な性格と、時代思潮の動向に敏感で、視野も廣かったことを示すものであろう。そして宣長の側でも、同門の荒木田久老などよりは、嘗ての論敵であった谷川士清の女婿である尚賢に余程親愛感を抱いていたと見られる節がある。また兩者の関係を宣長の側から見ると、林崎文庫を背景とする神都の豊富な典籍文書により、荒木田経雅と並んで尚賢が宣長に書籍借用の便宜を与え、その閲読の欲求を満たして、宣長の形成発展に大きな寄与をなしたことは、書簡の往復を通じて見られる注目すべき事実であると言わなければならぬ。尚賢が天明八年七月二日五十歳で、急病のため逝去した際、宣長は「あらかたの尚賢かみまかりけるに」と題して、哀切な悼歌を詠んだ(『鈴屋集』五)

三

その二は、家蔵の、『国学家消息』の題僉を貼り、「淺海子蒐集」の印記のある卷子(宣長のほか、下河邊長流、橘千蔭、村田春海らの書簡十二通を表装した一卷)に収められている書簡で、縦一七・〇糎、横四九・〇糎、三十二行を現存するが、惜しむらくは署名、日附、宛名の部分を缺いている。しかし、宣長の筆跡であることには一点の疑いもなく、書簡の後に、宣長に学んで、歿後本居大平の門人となった斎藤彦麻呂が、「我大人の名こそもらせしかりとはくみてそしるき水茎の跡 故翁のをしへ子なる彦麻呂」と添書した紙を貼附してある。

上記の如く本書簡は宛名を欠くが、左の理由によって、小篠敏に宛てたものであることは疑いない。

(一)宣長に達した書簡の日附を記した中に、「十月十日行藏公」とあるが、上述の加藤鏗次郎氏所藏の天明四年九月二日付荒木田尚賢宛宣長書簡にも「一、小篠行藏生書状御届申候」とあって、行藏公は矢富熊一郎著『小篠御野』(昭和二十九年四月騰写版)にその伝が見え、小篠敏の養嗣子である。

(二)文中、「一 先達而出雲清主へ遣申候神賀後紙包之義、段々御世話被下忝奉存候、漸当秋相届申候由清主より申参候而、先々安心いたし申候」とあるが、これは、寛政八年九月廿四日付千家俊信宛宣長書簡(『書簡集』一六七)に、「然ば神賀後釋、此節板本出来、名古屋方指越申候に付、三部差進申候、左の通り、

大社へ奉納壹部秩入、國造様へさし上候壹部、貴公様へ進上壹部、

右之通に御座候」同年三月十一日付千家俊信宛宣長書簡(『書簡集』一七四)「去秋中、神寿後秩板本出来候に付、早速御許へも三部さし進じ申候義に御座候、右は石見大記方へ頼遣し、石見方も早速さし申候様に申越候処、いまだ御地へ相達し不申候哉、此度の御状にも何之御沙汰も無御座候、若しいまだ相達不申候はば、大記方へ御尋被遣可被下候、貴国へはとかく便り不自由に而、扱々こまり申候」、同年四月十八日付千家俊信宛宣長書翰(『書簡集』一七五)に「去秋さし出し申候神寿後釈も、いまだ御地へ相届不申候由、扱々氣ノ毒に奉存後。其後相届申候哉如何、無心元奉

存候」、同九年六月十九日附千家俊信宛宣長書簡(『書簡集』一七六)に、「一、去秋さし出し申候神賀後尺、段々致遅滞、漸相達申候由、右は段々石見へも申遣候處、乍延引無相違相届、先以安心大慶仕候、受取書貳通被遣下、落手仕候」とあるのに対応するものである。すなわち、寛政八年九月末、宣長は石見の小篠敏(大記)に『出雲国造神寿後釈』の板本三部を出雲の千家俊信方へ廻送してくれるように依頼して敏の許へ送ったのであるが、翌九年四月に至るも未だ俊信の許に到着せず、宣長からも敏に宛てて照会の処、同年秋に至って漸く延着ながら無事到着した旨俊信

から宣長に報告が届いたので、宣長から廻送の世話をした敏に安堵の旨と礼の言葉を申し送ったのが本書簡の上掲文言であり、したがって本書簡が小篠敏に宛てたものであることは明白であること。

なお、右の経緯に照らして、本書簡の発送された年月も、宣長が俊信から安着の旨の報知を受取り、俊信に宛てて返事をした寛政九年六月十九日以後、遅くとも寛政九年中のものと推測がつくのであるが、なお他の面からも考察し見よう。

(一)文中に、十月十日附の小篠敏の養子行藏の書信が到着した旨が記されているので、書簡の到着に要する日数を計算に入れて、寛政九年十月下旬以降に発信された書簡と考えられる。

(二)文中に「扱愚老儀も、当夏秋之酷暑ニ大ニきけ申候而、其後秋中初冬へむけ長々何となく氣分大ニ塞キ申候」云々とあつて、本書簡が初冬を過ぎた頃に執筆されたものであることが示されている。

(三)文中に、『玉の小櫛』の板下全部書終り、追々彫刻、四ノ巻迄板行が出来た旨が記されているが、宣長自筆の『著述書上木ノ覚』(本居宣長記念館所蔵)及び『學業目録』(同館所蔵、『本居宣長稿本全集』第二輯所収)によれば、『玉の小櫛』の板下全部を書了えたのは、寛政九年九月四日である。そして四の巻が板行された月日は不明であるけれども、寛政九年十一月三日付で千家俊信に送った宣長の書簡『書簡集』一八二二に、「當年は源氏物語玉の小櫛を書申候而、全部九冊出来只今彫刻仕候、板も四五冊出来申候」とあり、この俊信宛書簡の方が小篠敏宛の本書簡よりやや後と思われるので、本書簡は寛政九年十月中に書かれたものと推定してよいようである。

(四)文中に「古事記傳も顯宗天皇段迄終り申候」とあるのは、上述の寛政九年十一月三日付千家俊信宛書簡に、「古事記傳清書も四十三顯宗天皇段迄出来申候。跡は一冊に相成申候」とあるのに対応し、本書簡がそれに極めて近い時期に書かれたことを示す。因みに、本居宣長記念館所蔵の『古事記傳』再稿本の奥書によれば、顯宗天皇段のあと、仁賢天皇

段、武烈天皇段を書きついで、『古事記傳』四十三の巻の清書を了えたのは、寛政九年十二月三日であった。

(五)文中、「古事記傳第三秋日三大考板本出來致候ニ付、早速周防守様へもさし上申候、直ニ江戸へ遣し申候」とあるのも、上述千家俊信宛書簡」に、「板本も第三帙メ十七ノ巻迄、やうく出來申候」とあるのに対応し、それに近い時期に書かれたことを示す。

以上の傍証によつて本書簡が書かれたのは、寛政九年十月末頃と推定してよいものと思われる。

小篠敏宛の宣長書簡は、從來『本居宣長書簡集』に載る寛政二年四月二日付(『書簡集』五三)、同七年七月十八日付(『書簡集』一三四)、及び佐野正巳氏著『近世國學新資料集解』(昭和四十七年刊)所収の寛政八年九月四日付の計三通が知られていたが、ここに新たに一通を加え得たわけである。敏については、矢富熊一郎氏『小篠御野』加藤隆久氏「本居宣長と小篠御野」(昭和四十年十二月刊『甲南大學文學會論集』第三十二号)などの研究がある。敏は又御野とも書き、字は十助、はじめ道冲と通称したが、後には大記とも云つた。享保十三年、浜松に隠棲していた三河藩の土巖瀬玄統の子として生まれ、荷田春滿門下の柳瀬方塾の孫娘を娶つたが、やがて意を決して上京し、漢學を修め、更に醫術を学んだ。宝曆二年、二十五歳の時、浜田藩医の小篠秀哲の養子となつて小篠氏を嗣ぎ、また養父の後を嗣いで、藩醫として浜田藩に仕えるに至つた。鈴屋入門は安永九年であるが、宣長自記の『來訪諸子姓名住国并聞名諸子』(本居宣長記念館所藏)には、安永六年丁酉の條の前に、「石見国浜田家中 小篠道冲」と記されており、初めて宣長を訪ねたのは安永五年であつたと考えられる。その後、天明四年四月九日にも鈴屋を訪れ数ヶ月留まり、大平手記の『萬葉會評定録 丙』(東京大学本居文庫所藏)天明四年五月十二日の條にも、「小篠道冲松坂滯留中也」と見え、万葉集の語義にも出席している。次いで、天明六年閏十月十六日栗田土満宛書簡(『書簡集』四二)に、「石見小篠氏も見え申候而、数月逗留にて、八月歸国致され候、古学殊外出精にて御座候」とあつて、天明六年にも松坂に滞在して

いる。そして、寛政七年春には好学の藩主松平周防守康定の命を受けて、宣長の『源氏物語』の講義を聴講するために松坂を訪れ約一カ年滞在し、翌寛政八年四月、松坂を立ち、修学の結果を復命するために江戸の藩邸に赴き、その秋、歸國の途次にも松坂に立寄っている(『石上稿』十七、「同補遺」)。

敏は古学の攻究に頗る熱心で、宣長も、「儒者ながら皇朝古学殊外篤志ノ人ニ御座候」(寛政五年十月十日千家俊信宛書簡、『書簡集』八一)と稱揚している。その熱心な攻究ぶりは、はやく安永六・七・八年の頃の弟子の質問と、それに対する宣長の答を記した『答問録』(筑摩書房版全集第一巻所収)において、敏が二十項で他に抜きこんでいることによって知られる。また、宣長と書籍を貸借し合ったこと、宣長の書簡によって知られるほか、出雲地方の地理や民俗について報告し、宣長の学問に貢献したことが、『玉勝間』や『本居宣長隨筆』(筑摩書房全集第十三巻所収)から窺われる。宣長が朝鮮語やオランダ語の知識を敏から得たことは特に注意すべきで、『玉勝間』二の巻の五十連音をおらんだびとに唱へさせた事(二〇八)、同七の巻の「朝鮮の人のことば」(三九三)に明記されているが、本居弥生氏所蔵の文書中には、宣長が自筆で「阿蘭陀国音韻 小篠大記より参ル」と記したオランダ語のアルファベットの四二葉が伝えられている。オランダ語の單音と、子音母音の結合した音節とをアルファベットで示したもので、それぞれその発音を片仮名で記してあり、宣長がこれを発音した様子も窺われて興味深いものである。敏は天明八年春から秋にかけて長崎に滞在し、宣長が国語にア、ワ、ヤの三行の差別のあることを立証し、在来誤られてきたア行のオとワ行のヲの所属を正した音韻説(『字音仮字用格』)が正しいことを、直接オランダ人に逢い、オランダ語の音韻を確認することによって実証し、それを宣長に報告したのであった。その事は、天明八年十月廿四日付荒木田久老宛宣長書簡(『書簡集』四六)や、『玉勝間』二の巻(一〇八)に見えている。宣長は、天明四年、その著『漢字三音考』の出版に当って、敏にその序文を執筆させているが、右の如く、敏は宣長の音韻研究を側面から援助したことに對しても、

忘れることのできない門人であると言ふことができよう。

敏は宣長の死に遅れることわずか九日、宣長の訃報をも聞くことなく、享和元年十月八日、七十四歳をもって病歿した。^(注4)

注

- (1) 「宣長と尚賢―蓬萊尚賢の伝―」(『皇学館大学紀要』第十二輯昭和四十五年三月刊)。
- (2) 『書簡集』には年時不明としているが、北岡氏は上掲論文で安永五年のものと推定され、年時確定を見た。
- (3) 足立卷一氏「蓬萊雅楽宛本居宣長書簡について」(昭和四十九年二月、加藤錢次郎氏鳩杖拜受喜寿祝賀会パンフレット)・加藤隆久氏「蓬萊雅楽宛宣長の未発表書簡について」(『芸林』第二十五卷第二号、昭和四十九年四月刊)。
- (4) 佐野正巳氏著『近世国学新資料集解』所収の「墓碑銘」(鳥根県浜田市観音寺に存する)による。但し、享年七十五は七十の誤であろう。

〔翻刻〕 句読点・返点は筆者が新たに附し、また字体は通行の字体に統一した。

一、安永五年七月三日、荒木田尚賢宛

五月廿九日、六月十五日兩度之御状、其節無滞相達、忝拜見仕候。先以甚暑中、愈御平安之旨承知仕、大慶_レ過_レ之候。随而野子依_レ旧無_レ恙罷在候間、乍_レ憚御遠慮被_レ下間敷候。

一、古鏡ノ凶御返し被_レ下、慥落手仕候。

一、二宮神宝ノ圖御見せ被_レ下、得と拜見、千万忝奉_レ存候、右は古器物之考_レノ助ニ相成申候事共多く、別而大悦仕候、即写取申候。夫ニ付不審之所々、別紙ニ書付入_二御覽_一候、相知_レ申候義ニ御坐候ハ、御示可_レ被_レ下候。

一、アキノ国柄崎八百道生、此方へも尋られ、一夜ゆる_レ暗語仕候、如_レ仰垂加流ニ而殘心ニ奉_レ存候、併道ヲ大切ニ被_レ存氣慨甚シク候へハ、眞ノ學者と存し候、今時古学之徒ハ、道ヲ憂ル心ハナク、た、己が見解ヲノミ高シテ、輕薄ニ御坐候。是古学ノ弊と奉_レ存候。

一、春中ニハ參 宮仕、御尋申候而、寛々可_レ得_二貴意_一とたのしみ罷在候所、ハシカ流行ニ而一寸隙ナク、只俗塵中ニ月日ヲおくり申候、

一、記伝六ノ卷落手仕候。今度八ノ卷入_二御覽_一候。右六ノ卷ノ御高案別紙拜見仕、又々別紙ニ御返事申上候。尚又八ノ卷も思召ノ所々御聞せ可_レ被_レ下候。

一、文徳実録脱簡ノ補御見せ被_レ下、千万忝奉_レ存候、右ハ愚本ニも先年補置申候。此度引合見申候処、少々相違も御座候内、最初ノ告ノ字ハ決シテ誤リニ而、吉ノ字宜奉_レ存候。其外相違ノ処書付、入_二御覽_一候。

一、長崎ニ而御逢被_レ成候戎人共へ御頼被_レ成候筑波山勸進之詩兩首御見せ被_レ下、扱々珍敷義、誠ニ一奇事と存

候、右之詩二千載英靈といひ、又生前為^レ英といへる此ノ英と申事、筑波ノ神ニ由アルニヤ、承度奉^レ存候、右筑波勸進ノ歌ノ義承知仕候。追而詠進可^レ仕候。

一、川北氏天祖都城弁ノ弁、フト見出申候ま、入^二御覽^一候。

一、先達而入^二御覽^一候愚作字音かなつかひノ内、国学緊要ノ事も有^レ之候。愚考いか、思召候哉、御高評承度候。
一、先達而小篠氏被^レ頼申候勸進歌ノ愚詠、相認^ノ遣^シ申候歟とも覚え、又未^タ進^シ不^レ申哉共覚え申候而、分明ニ覚え不^レ申候。乍^レ憚^レ右小篠氏へ御尋可^レ被^レ下候。

一、吉部祕訓抄と申書、御所持ハ無^レ之候哉。御所持候ハ、御許借被^レ下度奉^レ頼候。もし御所持無^レ之候ハ、御存知の方ニ而も所藏有^レ之候ハ、何卒御借り被^レ下間敷候哉。呉々奉^レ願候。

一、利益ヲクホサト訓申候事、未よく考へ不^レ申候。此度御尋ニ付、いざ、か思ひめぐらし候事試ニ申サハ、含包ヲふくむ、ふ、む、ふ(こ)ごもりなど、古へ申候ヲ、後ニハく、むトモ通ハシ云へバ、クホハふほニテ、サハ多ふさノ意、含包フホフサ多ノ意歟。今、俗ニ利得ノアル事ヲフレト申スモ、含多ノ意ニ通ひ候歟、コレラハタ、試ニ申スばかり也。凡テ語ノ釈ハ、イカニモ云ハル、物ニテ、多クハ強言ニ落候也。

一、景行ノ巻誥ニ於確ノ事、凡テ多ケアト申ス言ハ、古書ニ云ルミナ、勇猛タケキ勢ヲナシテタケキ言ヲ云事也。書紀ニ叱ノ字誥ノ字ヲ書ル、イツレノ所モミナ其意ニテ叶ヘリ。然ルニ此景行巻ナルハ其意ニアラズ、凡テ誥ノ字ハ告ケキカスル意ニテ、タケア意ハ無キ字ナルニ、イカナル故ニヤ、書紀ニハ多ク此字ヲ用ラレタリ。サレドイツレモタケアト訓テ、ソコノ意ニハ叶ヘリ。タゞ景行巻ナルハ、タケア意見エヌ処ナレバ、然訓ムベキニ非ス。コトアゲシテナド訓テ叶ンカ。本ヨリ誥ニ於確ト云事、イカナル由ニカサタカナラズ。先ッ此事ノ意ヲ得テ後ニ、此誥ノ字ノ訓ヲバ定ムヘシ。然ルニ書紀ハソコノ事ノ意ヲバ、ヨクモ思ハズ、同字ナレハイツコモ〳〵同シ訓ヲツケタ

ルハ誤也。然レハ、此所ノ誥ノ字ニツキテタケブト云言ノ意ヲ思フヘキニハアラズ、雄略卷、感^{タケリテ}以為レ婦ト、此感ノ字ハ必メデ、ト訓ムヘキ所ヲ、タケリテト訓ルハ、古ヘ此語アリシナルヘシ。因テ思フニ、恋情ノ盛リニ起ル意ヨリタケルトハ云ルカ。タケルハタケブト全ク同言也。俗語ニサカルト云ニ通ス。又鄙語ニ禽獸ノ陰莖ヲタケリト云。此名モコ、ノ感^{タケル}ニ由アリケニ聞ユ。

一、小篠氏へ、乍^レ憚宜御伝達被^レ下度奉^レ頼候。先ハ右貴答申上度、如^レ此御坐候。尚期^ニ後音^一草々。穴賢。

本居宣長

七月三日

蓬萊君の御許ニ申

二、寛政九年十月末頃、小篠敏宛

六月廿八日 七月十二日 同廿六日

閏七月朔日 同十日 八月十二日

八月廿三日 十月十日行藏公より

右之通之御狀、其節々追々相達致^ニ拜見^一候。此節寒冷甚候へとも、愈御安全ニ御座被^レ成候哉、承度奉^レ存候。

此元社中無事罷在候。乍^ニ慮外^一御安心可^レ被^レ下候。貴君ニも九月より芸州へ御越被^レ成候由、御苦勞ニ奉^レ存候。

嘸広鳴も古学段々起り可^レ申と致^ニ遠察^一候。最早定而御無難ニ御帰国被^レ成候ハんと奉^レ察候。扱愚老儀も、当夏

秋之酷暑ニ大ニきけ申候而、其後秋中初冬へむけ長々となく氣分大ニ塞キ申候而、文通等添削等大ニものうく

苦しく覚え候ニ付、諸方之贈答添削疑問之答、物体益前より此頃迄ハ、一向ニ致^ニ廢弃^一申候。右之仕合故大ニ御

無沙汰ニ相成申候段、御用捨可^レ被^レ下候。さりながら著述ハ面白く覚え申候而、一日もすて不^レ申、夫故源氏玉のをくしも大ニはかゆき、最早とくニ板下^{九卷}全部書終り追々彫刻、もはや四ノ卷迄ハ板行出来申候。古事記伝も顕宗天皇段迄終り申候。

一、先達而出雲清主へ遣申候神賀後秋紙包之義、段々御世話被^レ下忝奉^レ存候。漸当秋相届申候由清主より申参候而、先々安心いたし申候。

一、古事記伝第三帙目^{三大考相添}板本出来致候ニ付、早速 周防守様へもさし上申候。直ニ江戸へ遣し申候。

(添書)

我大人の 名こそもらせれ しかりとは くみてそしるき 水莖の跡

故翁のをしへ子なる 彦麿